

議案第75号

字の呼称の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の字の呼称を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成26年11月26日提出

北名古屋市長 長瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、徳重土部地域の多数の住民からの要望を尊重するため、字の呼称を変更する必要があるからである。

1 字の呼称の変更

変 更 後	変 更 前
(とくしげ っちべ)	(とくしげ どぶ)
徳重 土部	徳重 土部

2 変更期日

平成27年4月1日